

平成 21 年 7 月 29 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定について

1 区内指定地域密着型サービス事業者

平成 19 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募において選定した事業者について、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定を行う。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	登録定員	指定年月日
せらび練馬	練馬区北町 2-15-10	株式会社日本ケア リンク	25 名	平成 21 年 8 月 1 日

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
せらび光が丘	練馬区土支田 3-1-22	株式会社日本ケア リンク	9 名 (1 ユニット)	平成 21 年 8 月 1 日

将来的には、利用定員を 2 ユニット 18 名にすることを予定している。

2 区外指定地域密着型サービス事業者

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者について、事業譲渡による運営法人の変更に伴い、介護保険法第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 11 第 1 項の規定により指定を行った。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
グループホーム ファミリアーレ	板橋区四葉 2-23-3	株式会社 エイチ・エス・シー	18 名	平成 21 年 5 月 1 日